

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

いなぐまの虹運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人博報会が開設する介護付き高齢者向け住宅いなぐまの虹(以下「当施設」という。)が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当施設の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、当施設の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、当施設の生活相談員等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|-------------------|
| ①名称 | 介護付き高齢者向け住宅いなぐまの虹 |
| ②所在地 | 岡崎市稲熊町字5丁目112番地 |
| ③特定施設の類型 | 混合型 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①管理者 1名

管理者は、当施設の従業者の管理及び実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、当施設の従業員に対し、事業実施に関する法令等の遵守すべき事項についての指導、監督を行う。

②従業者

生活相談員 1以上(常勤換算)

看護職員 2以上(常勤換算)

介護職員 11以上(常勤換算)

計画作成担当者 1名以上

機能訓練指導員 1名以上

2 看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入居者生活介護の提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入居者にサービスの提供を行う。

3 従業者は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を多職種で協力して行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室数及び入居定員は次のとおりとする。

①居室数及び定員数

居室数39室のうち、特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は39室とし、定員39名とする。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入居者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1)生活介護の内容

①入浴(週2回)、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

②日常生活動作の機能訓練

③療養上の世話

④健康チェック

(2)利用料等

①おむつ代は、実費を徴収する。

②日常生活において通常必要となる費用で入居者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

2 前各項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 生活相談員等は、入居者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ①規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ②共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(事故発生の防止及び緊急時等における対応方法)

第8条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、介護事故を防止するための体制を整備する。また、サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。

- 2 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 3 前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(非常災害対策)

第9条 当施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第10条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

担当者：管理者 森順子

(身体拘束)

第12条 当施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 当施設は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後3カ月以内

②継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人博報会と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録帳票等の保管)

第14条 当施設は、サービス提供に関する記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備を行う。また記録については、その完結の日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

最終改訂 令和6年6月1日